

令和2・3年度

二戸市物品購入等の契約に係る
競争入札参加資格審査
申請の手引

令和2年1月

二戸市 総務部 総務課

令和2・3年度二戸市物品購入等の契約に係る競争入札参加資格審査申請について

1 申請書の受付期間等

- (1) 受付期間 令和2年2月3日から令和2年2月28日（持参の場合は土曜日・日曜日・祝祭日は除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

2 申請書の提出先

二戸市 総務部 総務課
(郵送可です。また、郵送の場合は令和2年2月28日の消印有効とします。)

3 希望営業種目

①文具類、②什器、③電気器具類、④産業機械類【新規】、⑤写真類、⑥自動車販売、⑦自動車賃貸借【新規】(市と直接、2者間で賃貸借契約を締結可能である場合に限り申請可能とします。)、⑧自動車整備、⑨自動車部品、⑩印刷物類、⑪燃料類、⑫日用雑貨

4 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 営業に関し法令上、許可・登録等を必要とする業種にあつてはこれを受けていること。
- (3) 二戸市内に営業所としての事務室が設置されており、職員を1名以上常駐させ、かつ、税金（国税・県税・市民税）の滞納がないこと。
- (4) 二戸市からの照会（直接訪問・TEL・FAX等）に対し、二戸市内の営業所において直ちに応答できる体制にあること。
- (5) 自動車賃貸借に係る営業種目の名簿登録を希望する者は、入札参加資格審査申請者が二戸市と直接、2者間で自動車賃貸借に係る契約締結を行うことが可能であること。
- (6) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

※暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者は資格審査を受けることができません。

(1) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

(2) 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

(3) これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- ①暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- ②暴力団員を雇用している者
- ③暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- ④暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- ⑤暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- ⑥暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- ⑦暴力団又は暴力団員であること又は①から⑥までのいずれかの行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事等（建設関連業務を含む。）の下請等（再委託を含む。）をさせる者

(参考)

※二戸市暴力団排除条例（平成27年3月20日条例第3号） 抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4)～(9) [略]

(市の事務における措置)

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- 3～5 [略]
 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
 7～8 [略]

※ 要件に欠けると判断したときは、名簿に登録しないほか、登録後であっても、予告なく名簿から削除する場合があります。

5 提出書類

	書 類 名	法人	個人	摘 要
1	二戸市物品購入等競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	●	●	実印（印鑑証明書の印鑑）を使用すること
2	希望営業種目一覧表（様式第2号）	●	●	登録を希望する品目に「○」を記載すること
3	使用印鑑届（様式第3号）	△	△	営業で使用する印鑑が、実印でない場合のみ提出すること
4	委任状（様式第5号）	△	△	二戸市との契約等を支店長等に委任する場合に提出すること
5	商業登記簿謄本（原本）	●	—	法務局で発行
6	営業証明書（原本）	—	●	商工会で発行 ※許可登録証等の写しでも可
7	身分証明書（原本）	—	●	市役所（各支所）で発行
8	印鑑証明書（原本）	●	●	法人：法務局で発行 個人：市役所（各支所）で発行
9	市税の滞納に係る納税証明書（様式第6号）（原本）	●	●	市役所市民生活課等で発行 ※様式第6号を参照のこと
10	市税納付状況調査等同意書（様式第6号の2）	●	●	市税納付状況調査が必要となった場合に、入札参加資格審査及び指名審査の用途に限り使用します。
11	納税証明書（岩手県税・コピ可）	●	●	二戸地域振興センター県税室で発行（様式第111号イ）
12	〃（国税・コピ可）	●	●	税務署で発行 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2
13	債権債務者登録票（様式第7号）	△	△	今まで二戸市と取引がなかった者のみ提出 ※振込先を市システムに登録する際に使用します
14	通帳（表紙部分）等の写し	△	△	同上。※取引金融機関、口座番号が確認できるもの（写し可・誤払込防止のため）
15	返信用封筒	●	●	自社の宛名を記入し、切手（84円分）を貼付のこと
16	印刷設備保有状況等調書（様式第8号）	△	△	営業種目⑧印刷物類の登録をしようとする者のみ
17	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第9号）	●	●	内容を確認のうえ、提出すること 実印（印鑑証明書の印鑑）を使用すること
18	役員の一覧表（様式第9号の2）	●	●	内容を確認のうえ、提出すること 実印（印鑑証明書の印鑑）を使用すること
19	二戸市内の営業所を確認する書類	△	△	二戸市外に本店を有し、二戸市内に営業所を設置している場合に提出すること（二戸市内に本店を有する者は提出不要です）。※表1参照のこと

注) ●：全申請者が提出 △：該当者のみ提出

※表1 二戸市内の営業所を確認する書類（二戸市外に本店を有し、二戸市内に営業所を設置している場合に提出すること）

①	営業所の建物外部又は入り口ドア等に商号を表す看板等を表示し撮影した写真。 写真の撮影にあたっては看板のみを撮影することなく、建物等の全容が分かるように撮影すること。
②	営業所の設置に係る土地又は建物等の賃貸借契約書の写し（営業所が自己所有の場合、固定資産税明細書の写し、または、固定資産税証明の写し）。 なお、必要最低限の範囲で金額の目隠しは可能です。

6 資格の有効期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで。

7 申請書記載事項変更届

申請書を提出した後、その内容に変更が生じたときには、速やかに変更届（様式第4号）を提出すること。

8 その他

- (1) 提出部数は、1部とします。
- (2) 写しの提出、又は写し可とされている提出書類については、複写機等を使用して機械的に複写したもので、鮮明なものに限ります。内容が明らかになる限りにおいて、縮小・両面印刷していただいてもかまいません。
- (3) 郵送の場合は、封筒表面に「物品購入等入札参加資格申請」と朱書きで表示をすること。
- (4) 今後のスケジュールについては、以下のとおり予定しております。
 - ・令和2年2月上旬～下旬 . . . 申請期間
 - ・令和2年2月～3月中旬 . . . 内容審査・名簿（案）作成
 - ・令和2年3月下旬 . . . 名簿確定・公表
- (5) 不明な点等については、下記に問い合わせください。

〒 028-6192 岩手県二戸市福岡字川又47番地

二戸市 総務部 総務課

TEL 0195-23-3111（内337）または 0195-23-3116（直通）

FAX 0195-23-3600 または 0195-25-5160